

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年11月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300241号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300024号

第1 結論

昭和54年*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月*日から昭和62年4月1日まで

昭和62年頃、A町役場から、過去の年金が未納になっている旨の電話があり、自身が対応した。今は亡き妻がA町役場において国民年金の加入手続を行い、すべての未納分の国民年金保険料を同町役場で納付したにもかかわらず、請求期間の記録が未納記録となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA町に係る国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)の払出年月日及び請求者に係るオンライン記録の資格処理日によると、請求者の請求期間に係る国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)[*]は、昭和62年1月に払い出され、20歳に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認されることから、当該手帳記号番号の払出時点では、請求者は請求期間のうち、保険料徴収権の時効前である昭和59年10月から昭和62年3月までは、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付できる状況であったと推認される。

一方、請求者は、妻がA町役場において請求期間の保険料を全額納付した旨主張しているが、請求者の手帳記号番号の払出時点(昭和62年1月)において、請求期間のうち、昭和54年*月から昭和59年9月までの保険料は、保険料徴収権の時効により納付することはできない上、平成14年3月以前の国民年金法等によると、市町村が取り扱う保険料は現年度分(当年4月分から翌年3月分まで)であり、当該年度の保険料について翌年度の4月30日までに納付されないときは、国の歳入徴収官が徴収するとされ、市町村では収納できないことから、当該手帳記号番号の払出時点では、昭和59年10月分から昭和61年3月分までの保険料は過年度分に当たり、同町役場の窓口において現年度分の保険料と一緒に納付することができず、請求者の主張は、当時の保険料の取り扱いとは一致していない。

また、請求期間が長期間である上、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の妻は既に亡くなっていることから、請求期間に係る保険料納付の具体的な状況が不明である。

なお、請求者は、請求者の妻が行った国民年金加入手続及び保険料納付の状況については、義姉が当時の状況を知っている旨陳述しているところ、当該義姉は、請求者の妻が請求者の国民年金の加入手続のためにA町役場へ行き、まとまった額の保険料を納付した旨を聞いたことは記憶しているものの、保険料額等について具体的には聞いておらず、詳細は不明である旨陳述している。

さらに、請求期間について、保険料を納付するためには当時住民登録をしていた市町村において国民年金の加入手続を行い、手帳記号番号が払い出されている必要があるが、払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、昭和54年*月から昭和62年3月までにA町で払い出された手帳記号番号について調査を行ったものの、前記の手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号が払い出された形跡はない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、日本年金機構が保管するA町の請求者に係る国民年金被保険者名簿において請求期間の保険料は未納であることが確認できる上、同町は、住民システムの記録において請求期間の保険料は未納となっており、当時の資料は保存期間経過のため、保存していない旨回答、陳述している。

また、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。